審第３９３９号－１
答 申 第 ３ ９ ６ 号
令和８年１０月１５日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

千葉県個人情報保護審議会
会 長　石 井　徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和７年９月１０日付け○○児第○○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第３６０号

令和７年７月１１日付けで審査請求人から提起された、令和７年４月７日付け○○児第○○号－１で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第３６０号

答　　申

１　審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和７年４月７日付け○○児第○○号－１で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

（１）実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、経過記録に記載された○○年○○月○○日○○時○○分の記録を開示すべきである。

（２）実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

２　審査請求の経緯

（１）審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、令和７年２月１日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第２項の規定により、「○○児童相談所における以下の情報一式を開示対象とします。人物：○○。期間：○○年○○月○○日以降。業務：児童福祉法に基づくすべて。機関：○○警察署、○○学校、○○学校、教育委員会、千葉県庁、その他関連行政機関。内容：メモ、メール、通話記録、議事録、内部連絡、報告書、その他関連文書。形式：文書、音声、画像、映像、電子データ、システム記録等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）実施機関は、本件開示請求に対し、法第８３条第２項の規定により、令和７年３月７日付け○○児第○○号で開示決定等の期間を延長した。

（３）実施機関は、本件開示請求に対し、別表１に掲げる６０件の行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表１の「審議会による名称」によって特定する。）に記録された保有個人情報を特定し、本件文書１から１０までについてはその全部を開示とし、本件文書１１から６０までについてはその一部を不開示とする本件決定を行うとともに、令和７年４月７日付け○○児第○○号－２で、「○○からの収受文書５３枚」ほか３件の行政文書（以下「本件不開示文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

（４）審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し、令和７年７月１１日付けで、本件決定につい

て審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（５）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第１０５条第３項による読み替え後の同条第１項の規定により、令和７年９月１０日付け○○児第○○号で審議会に諮問した。

３　審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）本件審査請求の趣旨

本件部分開示決定のうち、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について最大限の開示を強く求める。

（２）本件審査請求の理由

現状の部分開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である。

以上の理由から、児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める。

４　実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

（２）処分の内容及び理由

ア　処分の内容

（ア）保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件文書１から１０までの１０件について全部開示決定、本件文書１１から６０までの５０件について部分開示決定を行った。

（イ）行政文書の内容

本件文書１は、本件児童に係る生育歴等について保護者より提供を受けた記録である。

本件文書２は、本件児童の世帯に係る全部事項証明書である。

本件文書３は、本件児童の世帯に係る住民票である。

本件文書４は、本件児童の措置入所先施設の案内文書であり、本件児童との面接において使用したものである。

本件文書５は、本件児童との面接時に作成された文書である。
本件文書６は、本件児童の健康保険被保険者証の写しである。
本件文書７は、本件児童の受診券発行に係る決裁文書である。
本件文書８は、本件児童の施設入所措置に係る決裁文書である。
本件文書９は、本件児童に係る療育手帳判定書である。
本件文書１０は、本件児童の一時保護中の通院に関する記録である。
本件文書１１は、児童措置費負担金に関する事務処理について担当者が主務課担当者から連絡を受けたメールの写しである。
本件文書１２は、児童措置費負担金の金額認定を行う際の決裁文書である。
本件文書１３は、本件児童の一時保護解除について通知した文書及びその決裁文書である。
本件文書１４は、本件児童に対する援助の指針についてまとめた文書である。
本件文書１５は、本件児童の入所措置についての通知文書である。
本件文書１６は、本件児童の措置決定通知発行に係る決裁文書である。
本件文書１７は、施設宛て本件児童の入所についての依頼に関する決裁文書である。
本件文書１８は、担当者が本件児童の基礎情報や状況等について記録した文書である。
本件文書１９は、児童福祉司が本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
本件文書２０は、児童心理司が本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
本件文書２１は、児童相談所が調査に必要な情報を取得するため、関係機関に送付した依頼文書である。
本件文書２２は、本件児童の一時保護について通知した文書である。
本件文書２３は、本件児童との面接において作成した文書である。
本件文書２４は、本件児童に関する情報について関係機関から提供された文書である。
本件文書２５は、児童相談所が本件児童の家庭における緊急度を評価・判定した文書である。
本件文書２６は、児童相談所が本件児童の家庭におけるリスクを評価・判定した文書である。
本件文書２７は、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要

な情報及び会議の結果を記載した文書である。
本件文書２８は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。
本件文書２９は、審査請求人から提出された本件児童に係る療育手帳交付申請書及び交付事務に関するフローを記した文書である。
本件文書３０は、担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たり必要な情報を記載した文書である。
本件文書３１は、医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。
本件文書３２は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。
本件文書３３は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。
本件文書３４は、本件児童に係る相談内容について関係機関から提供を受けた文書である。
本件文書３５・３６は、本件児童に関する通告内容について関係機関から送付された文書である。
本件文書３７は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。
本件文書３８・３９は、本件児童に関する通告内容について関係機関から送付された文書である。
本件文書４０は、医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。
本件文書４１は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書及び関係機関から送付された文書である。
本件文書４２は、担当者が本件児童の基礎情報や状況、今後の方針等について記載した文書である。
本件文書４３は、担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たり必要な情報を記載した文書である。
本件文書４４は、医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。
本件文書４５は、児童心理司が本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
本件文書４６は、本件児童に対する療育手帳交付に係る検査に当たって担当者が事務の状況等を記録した文書である。

本件文書４７は、本件児童の予防接種等について担当者と審査請求人の間で交わした記録である。

本件文書４８は、本件児童・保護者等との面談時に作成された資料である。

本件文書４９は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。

本件文書５０は、本件児童に関する情報について関係機関から提供された文書である。

本件文書５１は、本件児童に係る援助等について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書及び内部決裁文書である。

本件文書５２は、児童心理司が本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。

本件文書５３は、本件児童との面接時に作成された文書である。

本件文書５４は、担当者において本件児童に関する打合せを実施した際に作成した資料である。

本件文書５５は、本件児童との面接や記録者の観察による本件児童の様子・所見、関係機関等とのやり取り等を記録した文書である。

本件文書５６は、一時保護中に実施した本件児童の治療に関する記録である。

本件文書５７は、担当者の観察による一時保護中における本件児童の様子・所見の記録である。

本件文書５８は、児童相談所で児童に関する情報を集約して管理している児童相談所支援システムのうち、本件児童に関する情報の管理画面である。

本件文書５９は、審査請求人から受けた電話の記録について、他所属から児童相談所に共有された文書である。

本件文書６０は、審査請求人からの電話記録について、他所属から児童相談所に共有された際のメール文の写しである。

イ　処分の理由（不開示部分及びその理由について）

（ア）本件文書１１について

本件文書１１中、メールアドレスが記載された部分については、法第７８条１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。また、決定通知書には明確に記載していないが、同文書中電話番号が記載された部分についても、法第７８条１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示とした部分は職員や関係機関のメー

ルアドレス及び電話番号が記載されているものであるが、当該メールアドレス及び電話番号は、児童相談所及び関係機関が行う事務に関する情報であり、一般に公にされておらず、これらが開示された場合、いたずらや偽計等に使用されることにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（イ）本件文書１２について

本件文書中、徴収金額認定調書のうち、扶養義務者の状況、ページ下部家族構成・状況以下、添付文書のうち、文書番号欄、日付、発信元、児童氏名、表題、様式名の記載がある部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。また、本件決定に係る決定通知書には明確に記載されていないが、法第７８条第１項第２号にも該当するところである。

これを詳述すると、当該不開示とした部分は開示請求者である本件児童以外の第三者である保護者に関する情報や、保護者から提出された文書、関係機関に照会した結果に関する情報が記載されているものであり、開示することにより本件児童以外の第三者である保護者の権利利益が損なわれるおそれがあるほか、相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ウ）本件文書１３について

本件文書１３中、文書番号、日付・発信元が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は開示請求者である本件児童以外の第三者に宛てた通知文書であるところ、当該不開示部分は、通知文書の宛先や通知内容が記載されているものであり、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（エ）本件文書１４について

本件文書１４中、援助方針が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所による判断の内容が記載されており、開示することで当該判断の適否をめぐって疑義が提出される等、混乱が生じ、また、今後自分に有利な結果を得るために取り繕うなどして業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、保護者の意向が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は開示請求者である本件児童以外の第三者である保護者とのやり取りにより得た情報が記載されているものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、保護者が児童相談所に意向を話さなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、「子ども本人に対する援助」のうち、長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分、「家庭（養育者・家族）及びその地域に対する援助」のうち、長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇する可能性があり、記載内容が形骸化して公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（オ）本件文書１５について

本件文書１５中、通知文書のうち、文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部及びその別紙については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は開示請求者である本件児童以外の第三者及び関係機関に宛てた通知文書であるところ、同文書中、当該不開示部分については、通知文書の宛先や通知内容等が記載されており、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（カ）本件文書１６・１７について

本件文書１６及び１７中、起案用紙のうち施行先が記載された部分、決裁文書の添付文書のうち文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部、施行文のうち文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は開示請求者である本件児童以外の第三者及び関係機関に宛てた通知文書、関係機関への依頼に関する決裁文書及び依頼文書であるところ、当該不開示部分については、関係機関とのやり取りや連携の内容が記載されているものであり、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合や連携を依頼した場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に協力するものであるから、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号に該当するものである。

（キ）本件文書１８について

本件文書１８中、取扱過程のうち、記事が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分には児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、家庭の状況のうち、項目以外の全部、家族関係の記載、児童記録票のうち、乳児期０～１、幼児期１～５、児童期６～１２、青年期１３～１８の記載については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には担当者が本件児童を評価した記録が記載されており、開示することにより、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による評価の着眼点が記載されており、開示することにより適切な評価ができなくなることにより、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、関係者・機関の意見の記載、児童記録票（○○．○○．○○）添付文書２枚のうち、児童名以外の部分については、法

第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ク）本件文書１９について

本件文書１９中、項目、児童名、児童生年月日が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が本件児童を評価した結果等が記録されているものであり、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ケ）本件文書２０・４５・５２について

本件文書２０・４５・５２中、児童名、生年月日、作成日、担当者名が記載された部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が本件児童を診断した結果や評価、診断に必要な本件児童に関する情報が記載されているものであり、開示することにより児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するようになり、公正な判断ができなくなるおそれがあること、また、開示することで評価の際の着眼点が明らかになり、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、添付書類のうち児童名、作成日が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記

載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（コ）本件文書２１について

本件文書２１中、文書番号以外の全部、添付文書８枚については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所による調査の手法が記載されている文書及び当該調査の結果入手した文書であり、開示することにより調査手法が公になるなど、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（サ）本件文書２２について

本件文書２２中、日付・発信元が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は開示請求者である本件児童以外の第三者に宛てた通知文書であるところ、当該不開示部分については、通知文書の宛先や通知内容が記載されており、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（シ）本件文書２３について

本件文書２３中、表題、日付、氏名の記入がある部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には本件児童との面談の内容が含まれているところ、本件開示請求が本件児童の法定代理人たる審査請求人が本件児童を代理して行ったものであること、本件児童が審査請求人から身体的虐待を受けたおそれがあることを理由として一時保護されたことに鑑みると、開示することで本件児童の権利利益が害されるおそれがあるほか、本件児童との信頼関係が損なわれ、本件児童が児童相談所に意向を話さなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するも

のである。

（ス）本件文書２４について

本件文書２４中、収受印、受取日時のメモが記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（セ）本件文書２５について

本件文書２５中、チェック項目、フロー図が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所が一時保護の必要性を判断するために記載された事項のうちどの事項に該当するかチェックするための欄が記載されたものであり、開示することにより判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど児童相談所業務の適正な遂行に混乱が生じ、また、判断基準が公になることで、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ソ）本件文書２６について

本件文書２６中、チェック欄、項目については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所がリスクを判断するために記載された項目ごとに該当するか否か等をチェックするための欄及びその項目が記載されているものであり、開示することにより、判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど児童相談所業務の適正な遂行に混乱が生じ、また、判断基準が明らかになることで、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（タ）本件文書２７について

本件文書２７中、各種アセスメントの結果、会議の結論、意見の相違の有無、結論に至った理由、会議結果、次回個別支援会議の記載内容のうち、記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報が記載されているものであり、開示することで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（チ）本件文書２８について

本件文書２８中、経路が記載された部分、主訴が記載された部分、経路詳細、虐待種別が記載された部分、添付文書のうち５枚、添付文書のうち、１枚のうち、余白に日付の記載がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関名や関係機関から得た情報が記載されているもの、関係機関から入手した文書であるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ツ）本件文書２９について

本件文書２９中、受付文書のうち、収受印の押印がある部分以外については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分は開示請求者である本件児童以外の第三者から得た文書であり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（テ）本件文書３０について

本件文書３０中、児童名、年齢の記載がある部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を

不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たって必要となる担当者の評価等を記載したものであり、開示することで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ト）本件文書３１・４４について

本件文書３１・４４中、児童名、生年月日の記載がある部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は医師が本件児童を診断した結果等に係る情報及び医師の氏名が記載されているものであり、開示することにより当該医師に対し診断内容をめぐって疑義が提出され、混乱が生じ、医師と児童相談所の信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ナ）本件文書３２・４９について

本件文書３２・４９中、経路、統計分類が記載された部分、主訴が記載された部分、経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認が記載された部分、本件文書４９中、決定、調査事項／方法が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ニ）本件文書３３について

本件文書３３中、通告形態、虐待の状況内容、情報源、関わりのある機関、通告者通告機関等、決定内容、調査事項/方法、最下部記入

欄については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヌ）本件文書３４について

本件文書３４中、チェック欄、関係機関情報、虐待者、虐待種別、相談種別、経由情報、アセスメントシート番号、通報対応フローチャート、内容、通報者情報、報告種別、報告対応類型の記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ネ）本件文書３５・３８について

本件文書３５・３８中、収受印の押印がある部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から入手した文書であるが、当該文書は、通常、外部に漏れないことを前提に作成されるものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ノ）本件文書３６・３９について

本件文書３６・３９中、作成日の記載がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を

不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から入手した文書であるが、当該文書は、通常、外部に漏れないことを前提に作成されるものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ハ）本件文書３７について

本件文書３７中、標題、項目を除く部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これ詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヒ）本件文書４０について

本件文書４０中、機関名、児童名、生年月日、計測、項目、診断日の記載がある部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は医師が本件児童を診断した結果等に係る情報及び医師の氏名が記載されているものであり、開示することにより当該医師に対し診断内容をめぐって疑義が提出され、混乱が生じ、医師と児童相談所の信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（フ）本件文書４１について

本件文書４１中、経路、統計分類が記載された部分、主訴が記載された部分、経路詳細、虐待種別が記載された部分、添付文書１枚のうち、余白メモが記載された部分以外全部、添付文書１枚については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載

されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、添付文書については、関係機関が外部への非公開を前提に提供した文書であるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヘ）本件文書４２について

本件文書４２中、項目の記載がある部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は本件児童の状況や担当者による評価等が記載されているものであり、開示することで本件児童の権利利益を害するおそれがある上、児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ホ）本件文書４３について

本件文書４３中、表題の一部、児童名、年齢を除く部分、添付文書のうち、各項目に対する評価が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たって必要となる本件児童に関する記録及び担当者の評価等を記載したものであり、開示することにより今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（マ）本件文書４６について

本件文書４６中、申し送り事項の内容については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示箇所は担当者による評価等が記載されているものであり、開示することで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ミ）本件文書４７について

本件文書４７中、添付文書のうち、日付、文書の宛先が記載された部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は開示請求者である本件児童以外の第三者とのやり取りの記録であり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ム）本件文書４８について

本件文書４８中、作成年月日以外の部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者による評価、本件児童や保護者から得た情報、評価に必要な情報等が記載されているものであり、開示することで、開示請求者である本件児童以外の第三者である保護者の権利利益を害するおそれがあること、また、評価の際の着眼点が明らかになり、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（メ）本件文書５０について

本件文書５０中、表題、児童名、日付以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から入手した文書であるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（モ）本件文書５１について

本件文書５１中、起案用紙のうち、簿冊名、施行先、件名、施行文

のうち、文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部、添付文書２枚については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関とのやり取りや連携の内容が記載されているものであり、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合や連携を依頼した場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に協力するものであるから、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号に該当するものである。

（ヤ）本件文書５３について

本件文書５３中、日付、氏名の記載がある部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は当該不開示部分には本件児童との面談において作成された文書であるところ、本件開示請求は本件児童の法定代理人たる審査請求人が本件児童を代理して行ったものであること、本件児童が審査請求人から身体的虐待を受けたおそれがあることを理由として一時保護されたことに鑑みると、開示することで本件児童の権利利益が害されるおそれがあるほか、開示することで本件児童との信頼関係が損なわれ、本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれがあること、また、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ユ）本件文書５４について

本件文書５４中、件名、日時の記載がある部分以外については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は担当者において本件児童に関する打合せを実施した際に作成した資料であり、当該不開示部分には本件児童以外の第三者に関する情報や担当者による本件児童の評価が記載されていることから、開示することで開示請求者である本件児童以外の第三者の権利利益を損なうおそれがあること、また、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ヨ）本件文書５５について（経過記録）

本件文書５５中、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録１～９行目・○○．○○．○○　○○：○○②の記録６行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目１～７文字目、３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：

○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目１～７文字目、３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録９～２０行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目１～１３文字目、３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録

○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１～９行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。また、決定通知書には明確に記載していないが、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。なお、決定通知書において○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録　２行目１～７文字目、３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録　２行目１～７文字目、３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録　２行目１～１３文字目、３行目以降と記載のある箇所は、それぞれ○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録　１行目１～７文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録　１行目１～７文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録　１行目１～１３文字目、２行目以降の記載誤りであるため本書において改める。

これを詳述すると、当該不開示部分は、関係機関の名称や関係機関

の職員名、同機関から得た情報や関係機関とのやり取り等が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、○○．○○．○○　○○：○○②の記録２行目９文字目以降・○○．○○．○○　○○：○○③の記録・○○．○○．○○　○○：○○④の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録１０行目以降・○○．○○．○○　○○：○○②の記録１～５行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○③の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目１～６文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○③の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１０行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○

○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１～８行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１１行目以降については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。また、決定通知書には明確に記載していないが、○○．○○．○○　○○：○○の記録についても、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。なお、決定通知書において○○．○○．○○　○○：○○の記録１０行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録１１行目以降と記載のある箇所は、それぞれ○○．○○．○○　○○：○○の記録９行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録１０行目以降の記載誤りであるため本書において改める。また、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については別段において不開示理由を説明しているため本段における不開示理由の説明から除外するとともに、○○．○○．○○　○○：○○の記録については記載が重複していたため削除する。

これを詳述すると、当該不開示部分には本件児童との面談や検査の内容、担当者が本件児童を評価した記録などが記載されているものであるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって

行う開示請求であるところ、本件児童が審査請求人から虐待を受けたおそれがあることが保護理由とされていることから、これを開示することにより、それが審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分には児童相談所による判断や内部での協議の内容が記載されており、開示されることで判断の適否をめぐって疑義が提出される等により混乱が生じ、児童相談所の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

加えて、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．

○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．

○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○

○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については、法第７８条第１項第２号及び第７号に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。また、決定通知書には明確に記載していないが、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目１～６文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録についても、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。なお、決定通知書において○○．○○．○○　○○：○○の記録と記載のある箇所については、○○．○○．○○　○○：○○の記録　１行目１～６文字、２行目以降の記載誤りであるため本書において改める。また、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については別段において不開示理由を説明しているため本段における不開示理由の説明から除外するとともに、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については記載が重複していたため削除する。

これを詳述すると、当該部開示部分には開示請求者である本件児童以外の個人に関する情報や関係機関・第三者とのやり取りの記録、相手方から得た情報が記載されており、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあること、また、相手方との信頼関係が損なわれ児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、さらに、担当者が相手方を評価した記録や面接においての着眼点が記載されており、開示することにより、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ラ）本件文書５６について

本件文書５６中、医師名が記載された部分、内容が記載された部分

のうち、診断内容が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には医師が本件児童を診断した結果等に係る情報及び医師の氏名が記載されているものであり、開示することにより当該医師に対し診断内容をめぐって疑義が提出され、混乱が生じ、医師と児童相談所の信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（リ）本件文書５７について

本件文書５７中、記録内容が記載された部分のうち、記録者、保護原因、保護日時、同伴者が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたものである。

これを次のように改める。本件文書５７中、タイトルが記載された部分、内容が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には一時保護所における本件児童の行動を職員が観察・記録し、本件児童の状態像を把握・評価した内容が書かれており、その内容は児童や保護者に対する指導や一時保護その他の措置を行うことの判定のもとになる情報であるところ、これを開示することで、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定が困難になるおそれがあること、また、評価の際の着眼点が記載されており、開示されることで、今後正しい評価が行えなくなるなど、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号に該当するものである。

（ル）本件文書５８について

本件文書５８中、受付・相談内容のうち、受付年月日・受理年月日・ケース番号・項目以外の部分、療育手帳判定結果、児童関連情報のうち、項目以外の部分、会議経過のうち、会議日・家族関係・チェック状況・受付年月日・項目以外の部分、援助の詳細のうち、処理種別の記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には児童相談所による判断や評

価等が記載されており、開示されることで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇する可能性があり、記載内容が形骸化して公正な判断ができなくなるなど、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないおそれがあるほか、審査請求人以外の第三者である本件児童の情報が記載されており、開示することにより本件児童の権利利益が損なわれ、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれることで、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、当該不開示部分には児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（レ）本件文書５９について

本件文書５９中、メールアドレスが記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたところである。

これを次のとおり改める。本件文書５９中、関係機関の内部事務に関する記載がある部分、関係機関のやり取りについて記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関の職員が内部の事務処理上必要な情報を記載したものや関係機関とのやり取りの内容が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ロ）本件文書６０について

本件文書６０中、メールアドレスが記載された部分、関係機関とのやり取りについて記載された部分については、法第７８条第１項第７

号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

また、パスワードが記載された部分については、決定通知書において法第７８条第１項第２号該当と記載があるが、これを法第７８条第１項第７号柱書該当と改める。

これらを詳述すると、当該不開示部分のうちメールアドレスが記載された部分には関係機関や職員のメールアドレス等の一般に公にしていない事務的な情報が記載されており、開示することによりいたずらや偽計等に使用され相手方との信頼関係が損なわれ児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど、適正な業務の遂行が損なわれるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、当該不開示部分のうち添付ファイルの開封パスワードに関する情報が記載された部分については、内部手続に関わる情報が記載されており、開示することで同種の事務の円滑な執行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、当該不開示部分のうち関係機関とのやり取りが記載された部分については、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（３）弁明の内容について

審査請求人は、「児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める」旨主張する。また、その理由として「現状の部分開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である」旨述べている。以上の主張に照らすと、審査請求人は本件決定を審査請求の対象としているが、そのうち全部開示決定については不服がないものと思料する。また、部分開示決定に当たっては、法第７８条の規定に基づき開示すべき範囲について適正に開示を行っていることから、審査請求人の主張は当所が不開示部分を開示する理由にはならない。

５　審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア　実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ　審査請求人は、前記３（１）のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

（２）保有個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定及び本件不開示決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定及び本件不開示決定において、本件文書及び本件不開示文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）本件決定の不開示情報について

ア　本件文書について

本件文書１から６０までの内容は、前記４（２）ア（イ）のとおりであると認められる。

イ　不開示情報について

（ア）実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表２の「番号」（以下、単に「番号」という。）１から９４までのとおりであり、それぞれの不開示理由は、別表２の「実施機関の不開示理由」のとおりである。

（イ）番号１から９４までの情報のうち、別表２の「審議会による区分」欄に「対象外」と記載した行政文書に係るものについて、実施機関は、法第７８条第１項第７号に該当する旨主張するが、審議会が見分したところ、当該情報は、本件児童を識別することができる情報を含むものではなかった。

したがって、当該情報は、本件児童を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、本件決定のうち当該情報を不開示としたことについては、結論において妥当である。

ウ　不開示情報該当性について

（ア）審議会による分類について

審議会として、番号１から９４までの情報のうち、前記イ（イ）において本件開示請求の対象外であると判断したもの以外について、次に掲げるとおりに分類した。

ａ　本件児童の面接の内容等に関する情報（番号７８。以下「面接内容等情報」という。）

ｂ　本件児童以外の個人に関する情報（番号２、３及び７９。以下「第三者個人情報」という。）

ｃ　児童相談所と関係機関や第三者とのやり取りに関する情報（番号４、６、９から１５まで、２０、２１、２７、２９、３３から４４まで、４６から５８まで、６０から６２まで、６５、６７から６９まで、７１から７４まで及び８１。以下「関係機関等情報」という。）

ｄ　児童相談所による判断基準や調査手法等に関する情報（番号１６から１９まで、４５、７０及び７６。以下「判断・調査等情報」という。）

ｅ　児童相談所による評価、判断内容等に関する情報（番号５、７、８、２２から２４まで、２８、３０から３２まで、６３、６４、６６、７５、７７、８２、８５から９１まで及び９３。以下「評価等情報」という。）

ｆ　公開していないメールアドレス（番号９２。以下「メールアドレス情報」という。）

ｇ　情報処理等に用いる内部情報（番号９４。以下「情報処理用情報」という。）

ｈ　上記ａからｇまでのいずれにも該当しない情報（番号８０。以下「その他情報」という。）

（イ）面接内容等情報について

面接内容等情報は、面接において本件児童が話した内容等に係る情報であると認められる。

本件開示請求は未成年者の法定代理人が本人に代わって行った開示請求であるところ、当該情報は、これを本件児童以外の者に開示すると、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第１号に該当し、不開示が相当である。

（ウ）第三者個人情報について

第三者個人情報は、本件児童以外の個人に関する情報であって、本件児童以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第２号に該当し、不開示が相当である。

（エ）関係機関等情報について

関係機関等情報は、児童相談所と関係機関や第三者とのやり取りの内容に関する情報、やり取りの相手方から得た情報であると認められ

る。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（オ）判断・調査等情報について

判断・調査等情報は、児童相談所による判断基準、又は記載されている内容から判断基準が推測できるもの、児童相談所による調査手法等に関する情報であると認められる。

当該情報を開示すると、児童相談所の判断基準や調査手法等が公になり、適正な業務の遂行が阻害されたり、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられたりするなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（カ）評価等情報について

評価等情報は、児童相談所や担当者による評価、判断内容、児童心理司や医師による診断結果等に関する情報であると認められる。

当該情報を開示すると、評価等の適否をめぐって疑義が提出されるなど、混乱が生じ、また、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなるなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（キ）メールアドレス情報について

メールアドレス情報は、一般には公表されていない実施機関の担当者又は担当組織のメールアドレスであると認められる。

当該情報を開示すると、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（ク）情報処理用情報について

情報処理用情報は、情報処理に用いるパスワードといった内部情報

であると認められる。

当該情報を開示すると、情報漏洩のおそれや、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（ケ）その他情報について

実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、本件文書５５の○○年○○月○○日○○時○○分の経過記録に記載された情報について、実施機関は、開示請求者以外の個人に関する情報であり法第７８条第１項第２号に該当し、また、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ業務に支障を及ぼすおそれがあり同項第７号に該当するとしたが、当該情報は、本件児童の歯科検診の記録であり、法第７８条第１項第２号又は第７号に該当するものとは認められない。また、本件児童本人の歯科検診の記録を開示したからといって、直ちに本件児童本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとは認められず、当該情報は法第７８条第１項第１号に該当するものとも認められない。

したがって、当該情報は開示すべきである。

（４）結論

以上のことから、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

６　附言

（１）実施機関が本件決定において本件開示請求の対象として特定した行政文書の中には、本件児童の個人情報が記録されておらず、本件開示請求の対象とは認められないものがみられた。実施機関のかかる処理は、開示請求の対象について、法第７６条第１項の「自己を本人とする保有個人情報」の範囲を超えて特定するものであり、不適切である。

（２）実施機関が本件決定において審査請求人に開示した情報の一部には、開示すると児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼし得るものが含まれている。このような、本来開示すべきでない情報を開示したことは、不適切である。

（３）本件決定で不開示とした情報の一部には、保有個人情報開示決定通知書に不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。決定通知書において不開示部分及び不開示理由の記載をしないことは、開示請求者の権利を損なう

ものであり、不適切である。

（４）実施機関においては、今後、保有個人情報開示請求に対する決定を行うに当たり、適正な事務の執行に努められたい。

７　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審　議　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
令和７年９月１０日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和８年６月２６日	審議（令和８年度第３回第１部会）
令和８年７月２４日	審議（令和８年度第４回第１部会）
令和８年９月１８日	審議（令和８年度第５回第１部会）

千葉県個人情報保護審議会第１部会

別表１

番号	行政文書の件名	審議会による名称
１	母子健康手帳の写し	本件文書１
２	全部事項証明書	本件文書２
３	住民票の写し	本件文書３
４	措置施設配布文書７枚	本件文書４
５	○○．○○．○○使用文書２枚	本件文書５
６	健康保険被保険者証写し	本件文書６
７	受診券発行決裁文書一式	本件文書７
８	措置決定伺	本件文書８
９	療育手帳判定書	本件文書９
１０	通院記録	本件文書１０
１１	○○年○○月○○日○○：○○受信メール	本件文書１１
１２	児童措置費負担金認定決裁文書一式（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書１２
１３	一時保護解除通知決裁・通知文（○○年○○月○○日○○児第○○号の○○）	本件文書１３
１４	援助指針（○○．○○．○○）	本件文書１４
１５	○○年○○月○○日○○児第○○号の○○・添付文書２枚	本件文書１５
１６	措置決定通知決裁文書一式	本件文書１６
１７	児童の入所について決裁文書一式	本件文書１７
１８	児童記録票（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）・添付文書	本件文書１８
１９	児童福祉司意見（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○①、○○．○○．○○②、○○．○○．○○）	本件文書１９
２０	心理診断票（○○．○○．○○）・添付書類２枚	本件文書２０
２１	○○児第○○号－○○・○○・添付文書８枚	本件文書２１
２２	○○年○○月○○日○○児第○○号の○○	本件文書２２

２３	○○．○○．○○作成文書	本件文書２３
２４	○○年○○月○○日付け収受文書	本件文書２４
２５	緊急度アセスメントシート（○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書２５
２６	リスクアセスメントシート（○○．○○．○○）	本件文書２６
２７	援助方針会議録（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書２７
２８	相談受付票（○○．○○．○○）・添付書類８枚	本件文書２８
２９	○○．○○．○○受付文書・添付文書２枚	本件文書２９
３０	診察依頼票	本件文書３０
３１	医学診断票	本件文書３１
３２	相談受付票（○○．○○．○○）	本件文書３２
３３	子ども虐待相談・通告受付票	本件文書３３
３４	児童虐待通報・一般相談受付票（○○．○○．○○受付）	本件文書３４
３５	○○．○○．○○収受文書	本件文書３５
３６	○○．○○．○○作成文書	本件文書３６
３７	受理受付票（○○．○○．○○）	本件文書３７
３８	○○．○○．○○収受文書	本件文書３８
３９	○○．○○．○○作成文書②	本件文書３９
４０	医学診断票（○○．○○．○○）	本件文書４０
４１	相談受付票（○○．○○．○○）・添付文書２枚	本件文書４１
４２	状況整理用資料	本件文書４２
４３	診察依頼票・添付文書１枚	本件文書４３
４４	医学診断票（児童精神科）	本件文書４４
４５	心理診断票	本件文書４５
４６	検査時案内チェックリスト（○○．○○．○○実施）	本件文書４６
４７	インフルエンザ予防接種関係文書一式	本件文書４７
４８	○○．○○．○○作成文書	本件文書４８

４９	相談受付票（○○．○○．○○）	本件文書４９
５０	学校状況調査票	本件文書５０
５１	○○児第○○号の○○決裁文書一式	本件文書５１
５２	心理診断票（○○．○○．○○）	本件文書５２
５３	○○．○○．○○作成文書、○○．○○．○○作成文書②、○○．○○．○○作成文書③、○○．○○．○○作成文書④、○○．○○．○○作成文書⑤	本件文書５３
５４	○○．○○．○○打合せ資料	本件文書５４
５５	経過記録（○○．○○．○○～○○．○○．○○）	本件文書５５
５６	治療記録	本件文書５６
５７	行動記録	本件文書５７
５８	児童相談所支援システム画面	本件文書５８
５９	電話対応記録（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、

別表２

番号	行政文書	文書名	不開示部分	実施機関の不開示理由	審議会による区分
1	本件文書11	受信メール	メールアドレスが記載された部分	第７号	対象外
2	本件文書12	徴収金額認定調書	扶養義務者の状況、ページ下部家族構成・状況以下	第７号	第三者個人情報
3		添付文書	文書番号欄、日付、発信元、児童氏名、表題、様式名の記載がある部分以外全部		
4	本件文書13	通知文書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部	第７号	関係機関等情報
5	本件文書14	援助指針	援助方針が記載された部分	第７号	評価等情報
6			保護者の意向が記載された部分	第７号	関係機関等情報
7		「子ども本人に対する援助」	長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分	第７号	評価等情報
8		「家庭（養育者・家族）及びその地域に対する援助」	長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分		

9	本件文書15	通知文書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部及びその別紙	第７号	関係機関等情報
10	本件文書16	起案用紙	施行先が記載された部分	第７号	関係機関等情報
11		決裁文書の添付文書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部		
12	本件文書17	起案用紙	施行先が記載された部分	第７号	関係機関等情報
13		決裁文書の添付文書	文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部		
14		施行文	文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部		
15	本件文書18	児童記録票	「通告送致」欄、「主訴」欄、「統計分類」欄	第７号	関係機関等情報
16			取扱過程のうち記事が記載された部分		判断・調査等情報
17			家庭の状況のうち項目以外の全部		
18			家族関係の記録		
19			胎生期、出産時及び新生児期、乳児期０～１、幼児期１～５、児童期６～１２、青年期１３～１８の記載		
20			関係者・機関の意見の記載		関係機関等情報
21		児童記録票（○○．○○．○○）添付文書２枚	児童名以外の部分		

22	本件文書19	児童福祉司意見	項目、児童名、児童生年月日が記載された部分以外全部	第７号	評価等情報
23	本件文書20	心理診断票	児童名、生年月日、作成日、担当者名が記載された部分以外全部	第７号	評価等情報
24		添付書類	児童名、作成日が記載された部分以外全部		
25	本件文書21	○○児第○○号－○○・○○文書	文書番号以外の全部	第７号	対象外
26		添付文書８枚	全部		
27	本件文書22	通知書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部	第７号	関係機関等情報
28	本件文書23	○○．○○．○○作成メモ	表題、日付、氏名の記入がある部分以外全部	第７号	評価等情報
29	本件文書24	収受文書	収受印、受取日時のメモが記載された部分以外全部	第７号	関係機関等情報
30	本件文書25	緊急度アセスメントシート	チェック項目、フロー図が記載された部分	第７号	評価等情報

31	本件文書26	リスクアセスメントシート	チェック欄、項目	第７号	評価等情報
32	本件文書27	援助方針会議録	各種アセスメントの結果、会議の結論、意見の相違の有無、結論に至った理由、会議結果、次回個別支援会議の記載内容のうち、記載がある部分	第７号	評価等情報
33	本件文書28	相談受付票	経路が記載された部分	第７号	関係機関等情報
34			主訴が記載された部分		
35			経路詳細、虐待種別が記載された部分		
36		相談受付票添付文書	添付文書５枚		
37			添付文書１枚のうち、余白に日付の記載がある部分以外		
38	本件文書29	受付文書	収受印の押印がある部分以外	第７号	関係機関等情報
39	本件文書30	診察依頼票	児童名、年齢の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
40	本件文書31	医学診断票	児童名、生年月日の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報

41	本件文書32	相談受付票	経路、統計分類が記載された部分	第７号	関係機関等情報
42			主訴が記載された部分		
43			経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認が記載された部分		
44	本件文書33	子ども虐待相談・通告受付票	通告形態、虐待の状況内容、情報源、関わりのある機関、その他、通告者通告機関等	第７号	関係機関等情報
45			決定内容、調査事項／方法、最下部記入欄		判断・調査等情報
46	本件文書34	児童虐待通報・一般相談受付票	チェック欄、関係機関情報、虐待者、虐待種別、相談種別、経由情報、アセスメントシート番号、通報対応フローチャート、内容、通報者情報、報告種別、報告対応類型の記載がある部分	第７号	関係機関等情報
47	本件文書35	○○．○○．○○収受文書	収受印の押印がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
48	本件文書36	○○．○○．○○作成文書	作成日の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
49	本件文書37	受理受付票（○○．○○．○○）	標題、項目を除く部分	第７号	関係機関等情報

50	本件文書38	○○．○○．○○収受文書	収受印の押印がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
51	本件文書39	○○．○○．○○作成文書②	作成日の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
52	本件文書40	医学診断票	機関名、児童名、生年月日、計測、項目、診断日の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
53	本件文書41	相談受付票	経路、統計分類が記載された部分	第７号	関係機関等情報
54			主訴が記載された部分		
55			経路詳細、虐待種別が記載された部分		
56		相談受付票添付文書１枚	余白メモが記載された部分以外全部		
57		相談受付票添付文書１枚	全部		
58		○○年○○月○○日付け文書	日付が記載された部分以外全部		
59	本件文書42	状況整理用資料	項目の記載がある部分以外全部	第７号	対象外
60	本件文書43	診察依頼票	表題の一部、児童名、年齢を除く部分	第７号	関係機関等情報
61		添付文書	各項目に対する評価が記載された部分		

62	本件文書44	医学診断票	表題、児童名、生年月日以外全部	第７号	関係機関等情報
63	本件文書45	心理診断票	表題、児童名、年齢、担当者を除く部分	第７号	評価等情報
64	対象文書46	検査時案内チェックリスト	申し送り事項の内容	第７号	評価等情報
65	対象文書47	添付文書	日付、文書の宛先が記載された部分以外の部分	第７号	関係機関等情報
66	対象文書48	○○．○○．○○作成文書	作成年月日以外の部分	第２号及び第７号	評価等情報
67	対象文書49	相談受付票	経路、統計分類が記載された部分	第７号	関係機関等情報
68			主訴が記載された部分		
69			種別、経路詳細、虐待種別が記載された部分		
70			「決定」欄、「調査事項／方法」欄		判断・調査等情報

71	対象文書50	学校状況調査票	表題、児童名、日付以外の部分	第７号	関係機関等情報
72	対象文書51	起案用紙	簿冊名、施行先、件名	第７号	関係機関等情報
73		施行文	文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部		
74		添付文書２枚	全部		
75	対象文書52	心理診断票	表題、児童名、年齢、担当者を除く部分	第７号	評価等情報
76	対象文書53	○○．○○．○○作成文書、○○．○○．○○作成文書②、○○．○○．○○作成文書③、○○．○○．○○作成文書④、○○．○○．○○作成文書⑤	日付、氏名の記載がある部分以外	第７号	判断・調査等情報
77	対象文書54	○○．○○．○○打合せ文書	件名、日時の記載がある部分以外	第２号及び第７号	評価等情報
78	対象文書55	経過記録	00．00．00　00：00②の記録 2行目9文字目以降 00．00．00　00：00③の記録 00．00．00　00：00④の記録 00．00．00　00：000①の記録 10行目以降	第１号及び第７号	面接内容等情報

78	対象文書55	経過記録	00. 00. 00　00: 00②の記録 1～5行目 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00③の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 1行目1～6文字目、 2行目以降 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00③の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00①の記録 00. 00. 00　00: 00②の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録 00. 00. 00　00: 00の記録	第１号及び第７号	面接内容等情報

78	対象文書55	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 9行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 1～8行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録	第１号及び第７号	面接内容等情報

78			○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 10行目以降	第１号 及び 第７号	面接内容等情報
79	対象文書55	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録

79	対象文書55	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 1行目1～6文字目、 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 1～8行目	第２号及び第７号	第三者個人情報

79	対象文書55	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 1行目1～6文字目、 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録	第２号及び第７号	第三者個人情報

79	対象文書55	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○

79	対象文書55	経過記録	○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録	第２号及び第７号	第三者個人情報
80			○○.○○.○○　○○:○○の記録	第２号及び第７号	その他情報
81			○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 1～9行目 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 6行目以降 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録	第７号	関係機関等情報

81	対象文書55	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録	第７号	関係機関等情報

81	対象文書55	経過記録	00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録	第７号	関係機関等情報
82	対象文書55	経過記録	00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録 1行目1～7文字目、 2行目以降 00.00.00　00:00の記録 00.00.00　00:00の記録	第７号	評価等情報

82	対象文書55	経過記録	○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 1行目1～7文字目、 2行目以降 ○○.○○.○○　○○:○○の記録	第７号	評価等情報

82	対象文書55	経過記録	○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 9～20行目 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 1行目1～13文字目、 2行目以降 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 1～9行目 ○○.○○.○○　○○:○○の記録	第７号	評価等情報

83	対象文書56	治療記録	医師名が記載された部分	第７号	対象外
84			内容が記載された部分のうち、診断内容が記載された部分		
85	対象文書57	行動記録	記録内容が記載された部分のうち、記録者、保護原因、保護日時、同伴者が記載された部分以外全部	第７号	評価等情報
86	対象文書58	児童相談所支援システム画面	受付・相談内容のうち、受付年月日・受理年月日・ケース番号・項目以外	第７号	評価等情報
87			療育手帳判定結果		
88			児童関連情報のうち、項目以外の部分		
89			会議経過のうち、会議日・家族関係・チェック状況・受付年月日・項目以外の部分		
90			援助の詳細のうち、処理種別の記載がある部分		
91	対象文書59	電話対応記録	関係機関の内部事務に関する記載がある部分、関係機関のやり取りについて記載された部分	第７号	評価等情報
92	対象文書60	電話記録共有時のメール写し	メールアドレスが記載された部分	第７号	メールアドレス情報
93			関係機関とのやり取りが記載された部分		評価等情報
94			パスワードが記載された部分	第２号	情報処理用情報

注　「実施機関の不開示理由」欄の、「第１号」は法第７８条第１項第１号に該当することを、「第２号」は同項第２号に該当することを、「第７号」は同

項第７号に該当することを、それぞれ意味する。